社会福祉法人 立川市社会福祉協議会広報紙に掲載する有料広告の取扱いに関する要綱

（趣 旨）

第１条　この要綱は、社会福祉法人立川市社会福祉協議会(以下｢本会｣という。)の広報紙に掲載する有料広告(以下「広告」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（掲載基準）

第２条　本会の広報紙に掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(１)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和２３年法律第１２２号)第２条に掲げる営業に該当するもの

(２)　公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの

(３)　政治活動、宗教活動、意見広告又は個人宣伝に関わるもの

(４)　誇大表示、不当表示その他不適切な表示があるもの

(５) 各種法令に違反し、又は抵触するおそれのあるもの

(６)　前各号に掲げるもののほか、広報紙の公共性及び品位を損なうおそれがあると本会

会長(以下｢会長｣という。)が認めるもの

（掲載順位）

第３条　複数の申込者があるときには、先着順とする。

（広告原稿）

第４条　本会が取り扱う広告は、広告主が作成した原稿とする。

２　会長は事前に広告主に対し広告原稿の提出を求め、その具体的な内容に関して必要に

　　応じ修正を求めることができる。

（掲載位置）

第５条　広告の掲載位置は広報紙の１面及び８面とする。

（広告の規格）

第６条　広告の規格は、１枠を４，１cm×７，９cmとし、4色刷りとする。

（掲載料）

第７条 広告掲載料は、１枠につき1面１枠３５,０００円（団体会員３３，０００円）、８面３０，０００円(団体会員　２８，０００円)とする。また、２枠以上の申し込みも認める。

（掲載希望者の募集）

第８条　会長は、広告の掲載を希望するもの（以下「広告掲載希望者」という。）を広報紙及びホームページを利用して公募するものとする。

（掲載の申込み）

第９条　広告掲載希望者は、有料広告掲載申込書（第１号様式）に広告案を添えて、これを

会長に提出するものとする。

（掲載の決定）

第１０条　会長は、前条の申込みを受けたときは、速やかに内容を審査し、掲載の可否を決定して広告掲載決定通知書（第２号様式１－１）、もしくは広告掲載不承認通知書（第２号様式１－２）により広告掲載希望者に通知するものとする。

（掲載料の納付）

第１１条　広告掲載料は、広告を掲載する決定通知を受けたもの（以下「広告主」という。）が会長の指定する期日までに一括して納付するものとする。

（広告主の責任）

第１２条　広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

２　広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

（掲載の取消し）

第１３条　会長は、広告主又は広告の内容等が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

（１）広告主が、指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。

（２）広告主が、指定する期日までに広告原稿を提出しないとき。

（３）前２号に掲げるもののほか、会長が特に広告掲載に支障があると認めるとき。

（広告掲載料の還付）

第１４条　既に納められた広告掲載料は、還付しない。ただし、広告掲載決定後、広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載することができなかったときは、この限りでない。

附則

この要綱は、平成２７年５月１日から施行する。